



平成 24 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 サクラダ  
代表者名 代表取締役社長 曾田 弘道  
(コード番号 5917 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 志村 正晴  
(TEL. 0438 - 38 - 3661)

### 第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことにつき、平成 24 年 2 月 24 日開催の株主総会における議案として上程することを決議しましたので、お知らせいたします。本新株予約権の発行については、割当予定先にとって特に有利な条件に該当するため、上記株主総会において当該議案につき特別決議による承認が得られることを条件としております。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 24 年 2 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	500 個
(3) 発 行 価 額	総額 0 円 (新株予約権 1 個につき 0 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	100,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 200,000 株)
(5) 資金調達額	10 億円 (差引手取概算額 : 987,000,000 円)
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 10 円 (固定)
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	三田証券株式会社 (以下「三田証券」といいます。) に全部を割り当てる予定です。
(8) そ の 他	① 当社は、割当予定先との間で割当契約を締結する予定であり、割当契約において、本新株予約権を第三者に譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。 ② 割当契約において、割当先は、当社の取締役会の承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、総額 5 億円を超えて取引所金融商品市場 (但し、立会外取引を除く) にて売却してはならないものとする旨を定める予定です。 ③ 割当契約において、割当先は、当社の取締役会の承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、同一の相手先に対して割当日における当社の発行済株式総数の 5% を超えて売却してはならないものとする旨を定める予定です。 ④ 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生及び平成 24 年 2 月 24 日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権の発行に関する議案についての特別決議による承認が得られることを条件としております。

(注) 当社は割当予定先との間で、割当日までに割当契約を締結する予定であり、割当日までに割当契約を締結しない場合は、本新株予約権の割当は行われなないこととなります。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 今回の募集の背景及び目的

当社は、大正9年の設立以来、我が国有数の橋梁建設会社として、主に公共工事を中心とし、日本全国に数多くの鋼橋を建設し、交通インフラ整備の一翼を担ってまいりましたが、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷による継続的な公共工事費の削減、また、平成21年9月の政権交代による公共事業見直しによる影響等から、橋梁業界における受注競争が激化し、平成22年3月期以降、受注高が計画を大幅に下回る結果となり、当社業績は、平成23年3月期において多額の経常損失を計上しました。

このような状況のもと、当社は入札結果の徹底した見直しを行い、受注体制の強化を図ってまいりました。その結果、総合評価方式における技術評価点及び積算精度が向上し、平成24年3月期第2四半期累計期間における受注高は、前事業年度を大幅に上回ることが出来ました。しかしながら、第2四半期までの受注高は好調に推移したとはいえ、期初受注残高減少等の影響から、平成24年3月期においても赤字決算を余儀なくされるものと予想しております。

かかるなか、当社は、平成23年3月、長年の経営課題であった多額の有利子負債の解消を図るとともに、売却代金の一部を運転資金に充当することによりキャッシュ・フローを改善することを目的として、当社の唯一の生産拠点であった市川本社工場を売却しました。そして、新たな生産拠点として千葉県袖ヶ浦市に工場を賃借し、移転計画の策定および設備等の移送を進めてまいりました。

このように、当社の事業継続のためには、受注済み物件の生産を滞りなく行い、また、今後の受注活動を円滑に行うために、千葉県袖ヶ浦市の工場を速やかに稼働させる必要があります。そのためには、千葉県袖ヶ浦市の工場についてインフラ整備、生産設備の設置据え付け等を要することから、かかる設備投資のための資金が必要になります。

また、当社は主として公共工事を手掛け、受注先も国土交通省及び地方公共団体、並びに、旧公団・公社等が中心であることから、例年、第4四半期に稼働のピークを迎え、これに対し、工事代金の入金が翌期以降となるため、特に第4四半期に運転資金が不足します。当第4四半期においてもキャッシュ・フローが不足することが予想されることから、かかる運転資金の調達も必要になります。

今回の資金調達は、上記の通り、当社事業存続に不可欠な生産能力を維持するとともに当面の事業継続に必要な運転資金を調達することで資金繰りを安定させ、財務基盤を確立した上で業務改善を推し進め、収益力を向上させることを目的としております。

### (2) 当該資金調達の方法を選択した理由

今回の資金は、上記(1)「今回の募集の背景及び目的」に記載の通り、事業存続に必要な設備投資資金及び当面の運転資金を確保するとともに、財務基盤の強化を実現することを目的としております。

当社は、これら必要資金の調達に向け、多様な資金調達手法の比較検討を進め、取引銀行に限らず金融機関からの借入等による資金調達のために幅広く融資を依頼し、金融機関との協議・交渉を行いました。平成23年3月期に多額の経常損失を計上していること、平成23年3月期第2四半期以降継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況にあること、受注結果に好転が見られるものの平成24年3月期も赤字決算となる見込みであること等から実現には至らず、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあります。

また当社は、受注力の回復に努めるとともに、信用力の強化と資金調達に資するような他社との資本業務提携も模索いたしましたが、大きな進展はなく、信用力の補完や資金調達の実現には至りませんでした。

更に、株主割当増資や公募増資による資金調達も検討しましたが、株価が低迷していること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案すると、当社が必要とする資金を安定的に確保できるような増資の実現性は極めて乏しいと判断せざるを得ません。

そのため、当社としては、現時点で新たな資金調達を実施するにあたっては、第三者割当による資金調達による他ないものと判断しました。そして、前述の通り、当社を取り巻く環境は極めて厳しく、他の資金調達の途も現時点では閉ざされていることから、かかる環境下で迅速な資金調達を達成するための資金調達の条件は、第三者割当の中でも新株予約権によるものとし、かつ、割当予定先にとって特に有利な条件にならざるを得ませんでした。

このような検討を重ねた結果、当社は、今回の新株予約権の募集による資金調達を行う以外に手段はないとの結論に至りましたが、後記「5. 発行条件の合理性（1）払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、発行に際して金銭等の払込を要しないものとし（無償割当）、行使価額は1株当たり10円となりますので、本新株予約権の条件は、会社法第238条第3項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当いたします。また、大規模な新株予約権の発行となり、本新株予約権の行使によって大規模な希薄化リスクが顕在化することにもなります。

しかしながら、他に資金調達手段がないことから、当社の事業継続のためにはかかる資金調達が不可欠であり、有利発行に該当し希薄化リスクを伴うとはいえ、今回の第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことで、当社の企業存続を確保することが可能となることから、既存株主にとっても最善の方策であると判断いたしました。

今回、調達した資金は、運転資金及び千葉県袖ヶ浦市の工場の設備投資資金に充当する予定であります。具体的には、運転資金として平成24年2月から6月にかけて、順次2億5,000万円を支出し、設備投資資金として平成24年4月から平成25年1月にかけて、7億3,700万円を支出する予定であります。今回の資金調達により、当社は、当面必要としている資金を賄うことができることで、当面の資金不足を回避して資金繰りの安定化を図ることにより、財務内容を強固なものとするとともに、千葉県袖ヶ浦市の工場を整備し稼働させて、事業存続基盤を確保することが可能になります。そして、当社の財務基盤や経営基盤を安定化させることにより、業務改善を推進することで、今後の収益力の向上を図ることが可能になります。

一方、本新株予約権は当社の資金調達の便宜のために発行するものであることから、本新株予約権が、かかる便宜に資するものでなくなった場合、すなわち、本新株予約権の割当予定先が当社資金需要に呼応して新株予約権を行使しない（あるいは行使することが期待できない）場合や、他に当社にとってより有利な資金調達が可能となった場合は、当社が本新株予約権の発行価格（0円）で本新株予約権の全部又は一部を買い戻すことが可能となっています。このことにより、状況に応じて機動的な対応が可能となると考えています。

また、割当予定先は、本新株予約権を行使の上、交付される当社普通株式を適宜市場内又は市場外で売却していく方針であり、それに合わせ当社資金調達も進展していくものと考えておりますが、運転資金及び設備投資資金の支出時期までに本新株予約権の行使が進まない場合等においては、後記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、つなぎ資金の調達や設備投資内容を変更することにより対応する予定です。

さらに、割当予定先との間で締結を予定している割当契約においては、割当予定先が、当社の取締役会の承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、行使期間を通じ、総額5億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引を除く）にて売却してはならないものとする旨、及び当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、同一の相手先に対して割当日における当社の発行済株式総数の5%を超えて売却してはならないものとする旨を定める予定です。このことにより、市場において過度の売り圧力が生じて株価の下落を招くこと、及び当社の関知しないところで支配株主の異動が突如として生じることを防止することが可能となっています。上記のとおり、割当予定先は、当社の取締役会の承認がある場合を除き、総額5億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引を除く）にて売却してはならないとの定めを設ける予定であるため、割当予定先からは、5億円については行使期間の当初1年間程度で、本新株予約権の行使により取得した株式を取引所市場内で売却するとともに、残りの5億円については、同時に、取引所市場外での相対取引（立会外取引含む）によって行使期間の当初1年間程度で売却する計画である旨、確認しております。これら割当予定先の売却方針によれば、割当予定先の本新株予約権の行使により、支出予定時期に応じた当社の必要とする資金の調達は十分に可能であるものと判断しております。

これらにより、当社は本新株予約権の募集により、企業価値を高めていくことが可能であると考えております。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

①	新株予約権の行使による調達額	1,000,000,000円※1
②	発行諸費用の概算額	13,000,000円※2
③	差引手取概算額	987,000,000円

※1 調達金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（0円）に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（1,000,000,000円）を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達額の総額及び差引手取概算額の合計額は減少します。

※2 発行諸費用の概算額には、弁護士費用300万円、第三者評価機関費用150万円、割当先調査費用20万円、登記費用280万円、印刷費用等550万円の合計額が含まれております。なお、当社は、株式会社スピードパートナーズより割当予定先である三田証券の紹介を受けましたが、当社から株式会社スピードパートナーズに対し紹介手数料等の支払いはありません。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額987,000,000円については、仕入資金等の運転資金として250,000,000円、千葉県袖ヶ浦市の工場の設備投資資金737,000,000円に充当する計画です。

	具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①	仕入資金等の運転資金 当社は主として公共工事を手掛け、受注先も国土交通省及び地方公共団体並びに旧公団・公社等が中心であることから、例年第4四半期に稼働のピークを迎え橋梁製作にかかる鋼材仕入資金等の支払いが増加し、これに対し工事代金の入金翌期以降となり、特に第4四半期に運転資金が不足するため、運転資金として右記のとおり使用する予定であります。	250	平成24年2月～6月
②	千葉県袖ヶ浦市の工場の設備投資資金 当社が賃借している袖ヶ浦市の工場の設備投資資金として使用する予定であります。設備投資の内容としては、電気設備・給排水等のインフラ整備、製作棟内の機械設備の設置、ブラスト工場（注）1.の整備を計画しております。	737  (内訳) a. インフラ整備費用 320 b. 機械設備の投資費用 290 c. ブラスト工場の整備費用 127	a. 平成24年4月～11月 b. 平成24年4月～平成25年1月 c. 平成24年5月～11月

- (注) 1. ブラスト工場とは、研掃材粒子を圧縮空気で高速で吹き付けて、鋼材表面の錆等を除去する作業を行う工場となります。
2. 上記に支出予定時期について記載しておりますが、調達した資金については、支出までの期間、取引金融機関の口座等で保管する予定であります。
3. 運転資金の支出時期までに本新株予約権の行使が進まず、必要な資金の調達ができないこととなった場合は、応急的な措置として、本新株予約権の行使によって払い込まれた資金を返済に充てることを条件に、新株予約権が行使されるまでの間のつなぎ資金を調達することを検討してお

り、本新株予約権によって調達した資金についてはかかるつなぎ資金の返済に使用する可能性があります。

現在の当社の置かれている状況を勘案すれば、現時点での金融機関からの資金の調達は困難な状況にありますが、平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られ本新株予約権の発行が行われることにより、当社の財務基盤が強化されること、またつなぎ資金の返済原資についても明確になること等、当社の状況が変化いたしますので、金融機関等からの借入の可能性も高められるものと当社では判断しております。

4. 設備投資資金の支出予定時期までに本新株予約権の行使が進まない場合等においては、設備投資の内容は、資金調達の時期及び金額に応じ変更する可能性があります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び行使によって調達された資金の一部は、不足するキャッシュ・フローを補填するために運転資金に充当します。その余の資金は主として千葉県袖ヶ浦市の工場の設備投資資金に充当することを予定しております。

運転資金の利用は、他に資金調達の方法のない当社の企業存続に不可欠な資金です。また、千葉県袖ヶ浦市の工場への設備投資による新工場稼働により、今後の受注活動を円滑に行い収益力の回復を通じて成長基盤を確固たるものとすることができます。

このように本新株予約権による資金調達は、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、既存株主の皆様の利益に資するものですので、その資金使途は合理性を有するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額及び行使価額は、割当予定先との協議交渉の結果、発行価額は0円、行使価額は当社の1株当たり純資産に相当する金額である10円といたしました。

発行価額について、当社と利害関係のない独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」という。）に発行価額の評価を依頼しました。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額について、当社の提示した本新株予約権の発行の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション方式を用いて算定しております。本新株予約権の評価単価算定においては、株価、無リスクレート、ボラティリティなどの基礎数値をパラメーターとして、モンテカルロ・シミュレーションにより将来の普通株式の株価をシミュレーションするとともに、その株価の推移と本新株予約権の発行条件を前提とした、当社から説明を行った当社の行動、付与対象者の行動及び行使の条件等を勘案し、本新株予約権から得られるキャッシュ・フローを予測し、その現在価値の総和を1回のシミュレーションにおける新株予約権の価値としております。また、本新株予約権の行使が行われた場合、希薄化が生じることとなるため、シミュレーションにおいて前提とする理論株価は、希薄化考慮後の理論株価を考慮し算定を行っております。理論株価は、 $\{ (\text{発行済み株式数} \times \text{現在の株価}) + (\text{発行予定株式数} \times \text{行使価格}) \} \div (\text{発行済み株式数} + \text{発行予定株式数})$  で求められる数値とし、本シミュレーションでは、約23.94円/株を株価として使用し本新株予約権価値を算出しております。

前記手法でのシミュレーションにより、本新株予約権1個当たりの評価は、2,673,000円との算出結果でした。この算出結果に対し、本新株予約権の発行価額は無償であるため、割当予定先にとって特に有利な条件に該当します。しかしながら、資金繰りに関する時間的制約もあるなか、割当予定先と粘り強く交渉を行いました。平成23年3月期に多額の経常損失を計上していること、平成23年3月期第2四半期以降継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況にあること、平成24年3月期も赤字決算となる見込みであること等から、発行価額を有償としてリスクマネーをご提供いただくことについて、割当予定先からの同意は受けられず、無償にて発行することとなりました。

(参考) 新株予約権の評価額の算定結果

本新株予約権の評価額

約13,365円/株 約2,673,000円/個 (1個:200,000株) 総額1,336,500,000円

①本新株予約権の評価額算定に用いた前提

a 当社の行動

- ・ 当社は基本的に付与対象者による権利行使を待つものとする。
- ・ 取得条項については、現状、実行の可能性が不明のため、評価には織り込まないものとする。

b 付与対象者の行動

- ・ 割り当てられた個数のうち、半分は株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとする。ただし、期中に取得した株式の売却にあたっては、市場への影響を考慮し売却するものとする。なお、権利行使期間の満期日においては、権利行使価格よりも株価が高い場合、残存する全ての本新株予約権を行使し、10%のディスカウント率を考慮して売却するものとする。
- ・ 株式売却による市場への影響を考慮して、1日あたりの売却可能な株式数の目安を1日あたり平均売買出来高の約20%とする。
- ・ 割り当てられた個数のうちの残りの半分については、評価上、時間的価値を最大化するため、満期日において権利行使し、発行済みの5%以内の株式数でまとめて長期保有目的の株主候補に10%のディスカウント率を考慮して売却するものとする。

②採用数値

- a 株価 : 32円 (基準日:平成24年1月26日終値)
- b 前提とする理論株価 : 23.94円
- c 権利行使価格 : 10円
- d 行使請求期間 : 2年間
- e 配当率 : 0.00%
- f 無リスクレート : 0.125%
- g ボラティリティ : 約61.54%

行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値32円から68.75%ディスカウントした金額となります。受注環境が好転しつつある状況にあるとはいえ、当社をとりまく環境は厳しく、新工場が完全に稼働していない状況を鑑みると、1株当たり純資産を大きく上回るような水準で、10億円という大規模な金額の調達を実現することは容易ではないものと考えております。本新株予約権の行使価額に関しましては、発行価額と同様にして、割当予定先との間で厳しい交渉を行ってまいりましたが、調達金額が大規模であることに加え、資金繰りに関する時間的制約もあり、行使価額10円という条件で合意することを決定いたしました。

このように、本新株予約権の発行は、会社法第238条第3項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当するものと判断しております。しかしながら、運転資金が調達され当社の資金繰りが安定し、企業継続に不可欠な千葉県袖ヶ浦市の工場への設備投資が行えることを考えると、結果としては企業価値の向上に資するものと判断しています。

本新株予約権の発行については、有利発行に該当するとの判断から、既存株主にとって株式の希薄化が生じますが、既存株主の判断を仰ぐため平成24年2月24日開催予定の当社臨時株主総会に本新株予約権の発行議案を上程する予定であります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行された本新株予約権が全て行使された場合の希薄化率は、本第三者割当に係る議決権数の数 172,623 個を前提とすると 57.92%となり、希薄化率が 25%以上となります。

しかしながら、当社は、平成 24 年 3 月期第 4 四半期に予測される運転資金の不足について、他に資金調達の見込みがたたないことから、当社存続のためには当該不足資金額の調達が不可欠となります。また、設備投資金額についても、当社の企業存続のために必要最低限の設備投資額であります。従って、本新株予約権による資金調達額は、最低限必要な金額であると考えております。

前記資金必要額及び本新株予約権の発行条件から、本新株予約権の発行数量を定めましたが、前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」において記載したとおり、本新株予約権による資金調達により、当社企業存続に不可欠な運転資金及び千葉県袖ヶ浦市の工場設備資金を調達することにより、今後の受注活動を円滑に行い収益力の回復を通じて成長基盤を確固たるものとする事で、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることが可能になると考えております。そのため、今回の資金調達で予定される本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、上述の通り、割当予定先との間で締結を予定している割当契約においては、割当予定先が、当社の取締役会の承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、行使期間を通じ総額 5 億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引を除く）にて売却してはならないものとする旨、及び当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、同一の相手先に対して割当日における当社の発行済株式総数の 5%を超えて売却してはならないものとする旨を定める予定です。このことにより、市場において過度の売り圧力が生じて株価の下落を招くこと、及び当社の関知しないところで支配株主の異動が突如として生じることを防止することが可能となっています。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	三田証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋兜町 3-11
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 邦博
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
(5) 資 本 金	500,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 24 年 7 月 20 日
(7) 発 行 済 株 式 数	4,713,600 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	60 名
(10) 主 要 取 引 先	株式会社東京証券取引所
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行
(12) 大株主及び持株比率	三田 邦弘 38.41%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
	連 結 純 資 産	2,766,658千円	3,008,126千円	3,218,944千円
	連 結 総 資 産	18,235,274千円	24,215,928千円	28,299,437千円
	1株当たり連結純資産(円)	586.95円	638.18円	682.90円
	連 結 売 上 高	1,905,942千円	2,016,996千円	1,792,021千円
	連 結 営 業 利 益	365,195千円	435,468千円	21,284千円
	連 結 経 常 利 益	354,030千円	425,121千円	12,994千円
	連 結 当 期 純 利 益	280,162千円	275,270千円	261,244千円
	1株当たり連結当期純利益(円)	59.43円	58.39円	55.42円
	1株当たり配当金(円)	8.90円	8.70円	—円

※ なお、当社は、第三者機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主、並びに割当予定先の子会社が、暴力又は威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体でないこと、及び、当該団体とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

今回の資金調達には、当面の運転資金及び千葉県袖ヶ浦市の工場の稼働のための設備投資費用の調達を行うためのものであり、当社存続に不可欠な資金調達を行うものです。そのため、当社は、相当程度纏まった資金をしかるべき時期に調達するために、多様な資金調達手法の検討を進めてまいりました。しかしながら、平成23年3月期に多額の経常損失を計上していること、平成23年3月期第2四半期以降継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況にあること、今上期の受注結果に一定の好転が見られるものの平成24年3月期も赤字決算となる見込みであること等から金融機関との間で借入契約等の締結に至っておらず、現時点で金融機関からの借入による資金調達は極めて困難な状況にあります。

また、株主割当増資や公募増資による資金調達も、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等からすると、当社が必要とする資金を安定的に確保できるような増資の実現性は極めて乏しいと判断せざるを得ません。

このような状況のなか、当社は、事業体質の改善を含む事業再生の施策を検討してまいりましたが、かかる事業再構築の施策についての助言・指導を目的として、平成23年12月、株式会社スピードパートナーズ（東京都中央区湊1-6-11 八丁堀エスワンビル6階、代表取締役白石伸生）との間でアドバイザー契約を締結しました。そして同社より今回の割当予定先である三田証券の紹介を受け、三田証券から本新株予約権のスキームの提案を受けました。同社から提案があった本新株予約権スキームは、当社の事業存続に必要な資金需要を満たすような機動的な資金調達が可能であり、かつ有効な資金調達手法であると考えました。そして、資金需要が直前に差し迫っている当社の現在の状況において、他の割当候補先を探す時間的な余裕はなく他の割当候補先は存在しないこと、上記のとおり他の資金調達の途を探ることは極めて困難な状況にあること、及び、三田証券より本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり当社の経営に介入する意思がないことが確認できたことから、当社として、三田証券を割当先とする本新株予約権のスキームが最も当社の現状に即した資金調達に合致するものと判断し、三田証券を割当予定先に選定いたしました。



### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であるとの説明を受けており、当社の経営に介入する意思がないことを確認しております。また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、適宜市場内又は市場外で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定です。従って、当社株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

また、当社と割当予定先との間で締結を予定している割当契約において、本新株予約権の行使により取得した株式について、発行済株式総数の5%を超えて同一の相手先に売却する場合は、当社の取締役会の承認が必要である旨の規定が設けられる予定です。上記市場売却の方針とあわせて、当社の支配株主が突如変動するような事態を防ぐことが可能であると考えています。

加えて、本新株予約権には譲渡の制限を設けておりませんが、当社と三田証券とが別途締結する割当契約において、「本新株予約権を第三者に譲渡するには、当社取締役会の承認を要する」旨を定める予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、三田証券の平成23年12月31日現在の試算表により、平成23年12月31日現在における三田証券の現預金等の財産の状況を確認しており、三田証券が本新株予約権の行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成23年9月30日現在）		募 集 後	
川岸工業株式会社	8.37%	三田証券株式会社	36.61%
サクラダ取引先持株会	1.69%	川岸工業株式会社	5.31%
株式会社みずほ銀行	0.83%	サクラダ取引先持株会	1.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口6）	0.79%	株式会社みずほ銀行	0.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口3）	0.73%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口6）	0.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口4）	0.71%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口3）	0.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口2）	0.64%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口4）	0.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口7）	0.60%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口2）	0.40%
中尾 江里	0.59%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口7）	0.38%
株式会社証券ジャパン	0.58%	中尾 江里	0.37%

(注) 1. 募集前の持株比率は、平成23年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 募集後の持株比率は、本新株予約権を行使価額で全て行使された場合に交付される株式数を加算することにより算出しております。

## 8. 今後の見通し

本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条においては、希薄化率が 25%以上となる、又は支配株主の異動を伴う第三者割当については、(1) 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2) 当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認、のいずれかの対応が求められております。

本第三者割当により発行された本新株予約権が全て行使された場合の希薄化率は、本第三者割当に係る取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数 172,623 個を前提とすると 57.92%となり、希薄化率が 25%以上となります。したがって、当社は株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成 24 年 2 月 24 日に臨時株主総会を開催し、本第三者割当による資金調達必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（平成21年3月期のみ連結）

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	9,970百万円	10,910百万円	5,447百万円
営業利益	310百万円	529百万円	△1,711百万円
経常利益	80百万円	374百万円	△1,862百万円
当期純利益	△1,330百万円	198百万円	375百万円
1株当たり当期純利益	△8.84円	1.15円	2.17円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	12.40円	9.25円	11.42円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成23年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	173,142,890株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	100,000,000株	57.8%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	14円	28円	30円
高値	39円	40円	39円
安値	13円	12円	15円
終値	28円	30円	32円

② 最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	22円	19円	16円	18円	19円	21円
高値	22円	20円	20円	20円	21円	39円
安値	17円	15円	16円	17円	17円	20円
終値	19円	16円	18円	18円	19円	32円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 24 年 1 月 26 日
始 値	32 円
高 値	33 円
安 値	32 円
終 値	32 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

1 1. 発行要項

第 4 回新株予約権（第三者割当）発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社サクラダ第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

平成 24 年 2 月 27 日

3. 割当日

平成 24 年 2 月 27 日

4. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割当てる。

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、200,000 株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 100,000,000 株とする。
- (2) 当社が第 9 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 9 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 9 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、第 9 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
6. 本新株予約権の総数  
500 個
7. 本新株予約権の払込金額  
本新株予約権と引換に金銭の払込を要しない
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、10円とする。

#### 9. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通株式} \\ \text{数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} \\ + \\ \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

既発行普通株式数は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関

の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期} \\ \text{間内に交付された当社普通株} \\ \text{式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
  - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - (5) 次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
10. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成24年2月28日から平成26年2月27日までとする。
  11. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
  12. 本新株予約権の取得事由  
当社は、平成24年2月28日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合には、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
  13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
    - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金組入額を減じた額とする。

14. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、第 10 項記載の新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第 16 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 17 項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
15. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 行使請求受付場所  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
17. 行使請求の払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行
18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
19. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
20. その他
  - (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上